

月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けた効果、課題を把握するため月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（月2回土日完全週休2日制の定義）

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とする。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）の対象工事は以下のとおりとする。

土木一式工事で公告する予定価格3,000万円以上のすべての案件において試行する。

ただし、以下のような工事は対象外とする。

- ① 災害復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事
- ② 供用時期が決められている、湧水期施工を求められているなど工期の制約がある工事
- ③ その他、発注者が月2回土日完全週休2日制試行工事として実施することが困難と判断した工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

附則 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

別紙1（積算方法）

対象期間中において、月2回土日完全週休2日を実施できた場合、対象期間中の現場閉所日数に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて補正する。

ただし、以下の期間は対象期間から除く。

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

【4週8休以上】

（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料） : 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.05

【4週7休以上4週8休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数=25%以上 28.5%未満）

- ・労務費 : 1.03
- ・機械経費（賃料） : 1.03
- ・共通仮設費率 : 1.03
- ・現場管理費率 : 1.04

【4週6休以上4週7休未満】

（現場閉所日数/対象期間日数=21.4%以上 25%未満）

- ・労務費 : 1.01
- ・機械経費（賃料） : 1.01
- ・共通仮設費率 : 1.01
- ・現場管理費率 : 1.02